

情報通信審議会 総会（第27回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年7月25日(水) 15時00分～17時15分

於：第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、相田 仁、
青木 節子、荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、清田 瞭、
清原 慶子、近藤 則子、斎藤 聖美、嵐 信彦、新町 敏行、
鈴木 陽一、須藤 修、高橋 伸子、徳田 英幸、新美 育文、
服部 武、広崎 膨太郎、藤沢 久美、前田 香織、三尾 美枝子、山
内 弘隆

（以上25名）

第3 出席した関係職員

（1）総務省

松崎 公昭（総務副大臣）、小笠原 倫明（総務審議官）、
山川 鉄郎（総務審議官）

（情報通信国際戦略局）

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、久保田 誠之（官房総括審議官）、
横田 俊之（情報通信国際戦略局次長）、
渡辺 克也（情報通信政策課長）、岡野 直樹（技術政策課長）、
布施田 英生（通信規格課長）

（情報流通行政局）

田中 栄一（情報流通行政局長）、佐藤 文俊（政策統括官）、
稲田 修一（官房審議官）、阪本 泰男（官房審議官）、
福岡 徹（郵政行政部長）吉田 博史（地上放送課長）、
竹村 晃一（情報通信作品振興課長）

(総合通信基盤局)

桜井 俊 (総合通信基盤局長)、安藤 友裕 (電気通信事業部長)、

鈴木 茂樹 (電波部長)

(2) 事務局

山田 真貴子 (情報通信国際戦略局参事官)

第4 議題

(1) 答申事項

ア 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割【平成16年1月28日付け諮問第8号】

イ 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】

ウ 知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第17号】

エ 情報通信分野における標準化政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第18号】

(2) 報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○大歳会長 それではただいまより、情報通信審議会総会、第27回になりますけれども、開催したいと思います。

本日は、委員及び臨時委員32名中22名が今のところ出席いただいております。定足数を満たしております。お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。本会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、こちらのほうもあらかじめご了承をお願いしたいと思います。

なお、松崎副大臣におかれましては、後ほどご出席いただく予定になっております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項4件及び報告事件1件でございます。

答申事項

(1)「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割(H16.1.28諮問第8号)」について

○大歳会長 初めに、諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及び地上デジタル放送推進に関する検討委員会において、8年半にわたり精力的に調査・審議していただき、このたび答申(案)を取りまとめていただきました。

なお、本諮問事項のうち、デジタル・コンテンツ流通の促進等につきましては、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において調査検討を行っていただきましたので、次の議題において審議をお願いしたいと思います。

それでは、情報通信政策部会長でおられます須藤委員から、答申案のご説明をお願いいたします。

○須藤政策部会長 ご紹介にあずかりました須藤です。それでは、10分程度の時間をいただきまして、まず、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」についてお話ししたいと思います。

情報通信政策部会の地上デジタル放送推進に関する検討委員会、主査は、村井純慶應義塾大学環境情報学部長でしたけれども、この検討委員会において、会長がおっしゃいましたとおり、長きにわたって、約8年半にわたってさまざまな角度から検討をいただきました。

今年の7月12日の情報通信政策部会では、同検討委員会の村井主査から検討結果をご報告いただき、答申（案）について審議いたしました。村井主査からは、平成23年7月24日のアナログ放送停波を所与のものとして、そこから逆算してどういう取り組みをすべきかというロードマップを作成し、状況を見て調査し、そのロードマップとのずれがあれば修正するプロセスで検討してきたという報告がございました。また、部会においては、地デジ化を生かしましたコンテンツの充実、それからケーブルテレビのデジアナ変換の終了、これは平成27年3月に向けた取り組みの必要性について議論が行われました。今回の総会には、部会において出されました意見を反映し、答申（案）として提出しております。

それでは、答申（案）の内容についてご説明申し上げます。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。昨年の7月24日の44都道府県におけるアナログ放送終了の状況につきましては、昨年の総会で総務省よりご報告がありましたが、その後、岩手、宮城、福島の東北三県においても予定どおり、本年3月31日に大きな混乱もなく終了しております。この点につきましては、後ほど事務局から補足説明をしていただきます。

本答申（案）では、これまでの7次にわたる中間答申における提言を踏まえまして、総務省及び関係者が連携・協力して円滑なデジタル移行のための取り組みに万全を期してきたことを審議会としても認識するということを記述しております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。一方で、アナログ放送終了後も課題は残されておりまして、総務省及び関係者は引き続き取り組む必要があること。中でも本文2枚目の数字を振っておりますとおり、1. 約16.1万、これは本年3月末時点の数字ですけれども、約16.1万のデジタル難視世帯が平成26年度末までのできるだけ早期に地域の地上デジタル放送を試聴できるよう対策を促進する。2. デジタル放送用周波数の再編に関する丁寧な周知や相談対応等の対策を実施する。3. デジアナ変換サービスの終了に当たり、ケーブルテレビ加入者が混乱を来さぬよう、終了時期の周知広報等を強化する。この以上3点について、特に留意すべきものとして提言しております。

す。

また、対応が望まれる点として、①空き周波数の有効利用の促進、②関係省庁と連携したテレビの不法投棄対策の対応、③地上デジタル放送の特性を生かした番組づくり等を記述しております。

3ページ以降になりますけれども、3ページ以降は、残された各課題とそれに対する取り組みの現状、審議会における議論の概要を別添として添付しております。我が国のアナログ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行いたしました。この答申（案）を踏まえ、各主体は残されたこれらの課題についても万全の取り組みを行うべきであるというふうに考えております。

それでは、アナログ放送の停波状況について、事務局から補足説明をしていただきたいと思っております。

○吉田地上放送課長 事務局の情報流通行政局地上放送課長でございます。

今の資料27-1、16ページをごらんください。昨年7月25日に本審議会の総会におきまして、前述いたしました7月24日の停波の状況をひとまず速報という形でご報告させていただきました。7月25日以降の状況及び3月31日の三県停波の状況を中心にご報告させていただきます。

まず、16ページをごらんください。これは全国における停波前のデジタル化のための環境整備の状況でございます。上の段が中継局の整備、下のほうが受信環境の整備ということで、アナログ停波の前段階におきまして、もともと計画していたこういう環境整備につきましては、計画どおり準備を終了いたしました。アナログ停波を迎えたという状況でございます。

17ページをごらんください。また、本審議会におきましても随時報告してきましたとおり、放送事業者におきましても、放送番組あるいは画面を通じた周知というものを順次強化してまいりました。上の段が6月30日までの対応、告知スーパーを中心とした周知でございますし、下の段、7月1日以降の対応で、左側の下から2段目のテレビ画面にございますとおり、アナログ放送終了まであと何日というカウントダウン表示をしたりしております。こういう形の放送を通じた周知も行ってまいりました。

18ページをごらんください。上の段にありますとおり、最終段階におきまして、アナログ停波前後の各1カ月、およそ2カ月間、特に相談体制を強化いたしました。コールセンターの席数の増強は当然のことでございますが、右上にございますような地デジ

臨時相談コーナーという、市町村の窓口をお借りして、さまざまな相談を受け付けるコーナーというのをつくっております。また、左下にございますボランティア活動ということで、全国約40万人の方々にご協力いただきまして、特に高齢者の方を中心に、「地デジの準備、済んでいますか？」という声かけをしていただくというような活動を行ってまいりました。また、お困りの高齢の方への戸別訪問なども行ってきたところをごさいます、アナログ停波前後におきます受信者へのサポートということを強化してきたところをごさいます。

18ページの下段は、Iは停波前の状況、今申し上げたようなところをごさいます、IIのほうに、予定どおり24日12時にブルーバック、お知らせ画面に移行し、24時までにアナログ停波したということが記述されてごさいます。

19ページをごらんください。これは、さまざまなお問い合わせ件数のグラフでごさいます。折れ線グラフはコールセンターへの電話の入電件数、棒グラフが臨時相談コーナーにご相談いただいた件数。具体的には、実際に来ていただいた方の人数とだけいただければと思います。

折れ線グラフをごらんいただきますとおり、7月24日停波当日は12万件を超えるお問い合わせをいただきました。当然、当日は非常にお問い合わせが多くなるだろうということを私どもは予想しまして、それに対応した人員配置をし、電話にお答えしてきたところです。翌日以降、数字は入ってごさいますませんが、およそ月曜日には6万、火曜日には3万、水曜日には2万ということで、ピークはごさいましたけれども、順調に減少しているところをごさいます。また、臨時相談コーナーの相談件数もごらんいただくとおり、1万6,000件ぐらい月曜日にはピークがごさいましたけれども、その後、このグラフをごらんいただくとおり、順調にお問い合わせ件数が減ってきたということで、停波前後、どうしてもお問い合わせ件数、ご相談件数が増えておりましたけれども、それが順調に収束したということからも、停波の状況が大きな混乱がなかったのではないかと私どもも考えているところをごさいます。

19ページ下段以降は、東北三県、岩手、宮城、福島におきます停波の状況でごさいます。本年3月31日に向けまして準備をしてきまして、20ページの上にごさいますとおり、やはり最終段階における最後の前後2カ月間、丁寧な相談体制をしいてまいりました。これらにつきましても、特に全国に比べても被災地であることを考慮いたしまして、丁寧な対応ができるような体制を組んだところをごさいます。

下のグラフは、先ほどの全国と同様のものがございます。3月31日に停波いたしました、コールセンターの4,700件というのは、世帯数にいたしますと、全国と大体同等のものでございます。ただ、ごらんいただくとおり、翌日には千数百件まで落ちておまして、4分の1ぐらいまで下がっております。また、臨時相談コーナーへの相談件数も、全国のときは停波の翌週がピークでございましたが、東北三県におきましては、前の週にピークが来ておるといことで、丁寧な働きかけが功を奏し、早目の対応が東北三県においては特にいただけたのではないかと考えております。

7月24日及び3月31日の停波の状況のご報告を、おくれらせながらさせていただきました。

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、皆様からご意見、ご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ございませんか。それでは、本件につきましては、資料27-1のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもちまして、答申することといたします。

(2)「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方(H16.1.28諮問第8号及びH19.6.14諮問第12号)」について

○大歳会長 続きまして諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び諮問第12号「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及びデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において精力的に調査・審議していただき、このたび答申(案)を取りまとめていただきました。

それでは、こちらのほうも須藤部会長から答申(案)のご説明をお願いいたします。

○須藤政策部会長 ただいま会長からご紹介がありました答申(案)についてご報告い

たします。

情報通信政策部会に平成18年9月に設置いたしましたデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する委員会では、平成16年1月28日に情報通信審議会に諮問されました、諮問第8号になります「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち、デジタル・コンテンツ流通等の促進について調査検討を行ってまいりました。また、平成19年6月に「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」、これは諮問第12号になります。これについて諮問を受け、同じく検討を行ってまいりました。当該委員会では、これらの諮問事項につきまして、約6年にわたる検討を経て報告書を取りまとめたところでございます。今年7月12日に開催いたしました政策部会において、委員会からの報告に基づき審議を行い、答申（案）を取りまとめさせていただきましたので、横長の資料27-2-1の概要版に基づき、説明させていただきます。なお、資料27-2-2として答申（案）を配付させていただいておりますので、適時、ご参照願いたいと思います。

まず、資料27-2-1の2ページ目をごらんいただきたいと思います。これまでの取り組みの現状におきましては、これまでの経緯や関係者の取り組みと課題などを整理しております。また、提言におきましては、これらを踏まえた今後の取り組み等について記述しております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。最初に第1章として、コンテンツ製作・流通の強化のあり方について説明しております。3年前の中間答申に比べまして、我が国のコンテンツ市場が11兆円程度で推移する一方、海外市場は持続的な成長が期待される。そして、デジタル放送への完全移行等のインフラ整備、スマートフォン等の急速な普及を背景としたさまざまな動画視聴サービスが登場した。特に放送コンテンツのインターネット配信が質・量ともに3年前と比べますと大幅に充実してきたこと、それから、コンテンツの海外展開、権利処理の円滑化、不正流通対策については、関係者の取り組みで進捗しているものの、いまだに課題も多うございます。課題も残っているということ。それから、クラウド型の音楽サービスをはじめとしたネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスが登場してきたこと。特にスマートテレビへの取り組みが内外で活発化してきたこと等がトピックとして挙げられております。

5ページ目をごらんください。第2節、提言として、まず、今後の取り組みの方向性を述べております。

6 ページの 2 ポツ、早急に取り組むべき課題としましては、(1) 権利処理の迅速化・効率化については、放送事業者、権利者団体、関係行政機関等による検討の場を設け、実務・制度の課題に取り組む必要があること。(2) コンテンツの海外展開につきましては、外国製コンテンツに対する規制の緩和、海賊版対策等の環境整備、関係省庁との連携した我が国の国際放送ネットワークや海外放送メディアにおける放送枠の確保、ローカライズ等の支援措置の検討、海外展開を視野に入れたコンテンツ製作の促進が必要であること、加えてクールジャパン戦略等の政府全体の方針に沿って、関係省庁、関連産業との連携による海外展開支援に取り組むべきであること。(3) スマートテレビの推進につきましては、ユーザーの利便性や選択肢を広げ、市場を拡大するため、官民が連携して民間企業による実証実験の実施、国際展開等の取り組みを重点的に推進する必要があること等を提言しております。特にスマートテレビの推進に関しましては、7 月 1 2 日に開催されました当部会において、スマートなインターフェイスの開発が必要、スマートテレビのさまざまな分野での活用や機能の検討が必要、実証実験は極めて重要だが、2 年の期間は長い等の議論があり、答申(案)の文言について、テレビとウェブの有機的な連携に関する技術基盤やユーザーインターフェースの確立を図るとともに、スマートテレビのさまざまな分野での活用や具備すべき機能について検討。それから、実証実験で得られた成果を逐次、実用化に向けて展開するというふうに修正・追加させていただきます。

7 ページの 3 ポツ、中長期的に取り組むべき課題については、当部会において、放送コンテンツのみならず、インターネットやモバイル等のさまざまなコンテンツがインタラクティブに流通されるようにすべきである。これまでの議論に時間がかかり過ぎており、責めの姿勢で早く議論しないと、海外と勝負はできない。コンテンツの海外展開は、戦略的に進めるべきである。スマートテレビをプラットフォームとして活用するための議論もしてほしいという議論がございました。答申(案)の文言についても、この議論を踏まえ、修正・追加し、デバイスやコンテンツ流通経路の多様化等とも相まって、ネットワークを使用したさまざまな形態のコンテンツ配信が飛躍的に増大し、スマートテレビ等において放送とウェブのコンテンツが有機的に相互に乗り入れが行われることによって、放送を含むコンテンツ流通サービスは、その姿が大きく変わっていく。それから、適切に対応することが必要というふうに提言しております。

また、コンテンツの利用、流通形態の急速な変化に適切に対応するため、関係者から

成る新たな検討の場を設置して、デジタル・コンテンツの保護に係るルールのあり方、コンテンツ海外展開の促進、スマートテレビの機能の充実及びコンテンツ流通プラットフォームとしての活用、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの製作・流通促進の方策等について、幅広い観点から議論をさせていただき、速やかに実行していくことが必要というふうに提言しております。

8 ページ目をごらんいただきたいと思います。次に、第2章として、デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方について説明させていただきます。

1. デジタル放送におけるコピー制御のルールにつきましては、第4次・第5次中間答申の提言に基づき、放送のデジタル化促進の必要性を踏まえた暫定的なルールとして、ダビング10が2008年7月より開始されたところがございます。その後、国内で出荷されたデジタル録画機は、ほぼすべてダビング10対応となっており、これは本年3月時点の数字ですが、既に累計約2,000万台が出荷されております。

また、2. コピー制御方式のエンフォースメントのあり方の取り組みと現状につきましては、現行のBCASカードを用いた方式に関してさまざまな問題点が指摘されたことから、その改善のため、第6次中間答申に沿って、デジタル放送におけるコピー制御のルールの担保手段（エンフォースメント）について、技術規格の開示を制限しない、いわゆる新方式の導入に向けた検討を進めてきたところがございます。

9 ページ目をごらんいただきたいと思います。第2節、提言におきましては、1. コピー制御の方式におきまして、放送コンテンツの製作・流通の持続的な拡大再生産を実現するためには、コンテンツ保護のためのルールが必要という点について、当該委員会の構成員の見解が一致いたしました。その一方、コンテンツ保護の手法としてのコピー制御については、構成員の皆様の間で意見に相違があり、さまざまな議論が行われました。これらの審議の結果を踏まえて、サービスの動向や技術の進展等について検証を行い、エンフォースメントのあり方とあわせて検討することが適当というふうに提言しております。

10 ページ目の2. クリエーターに対する対価の還元ということにつきましては、良質なコンテンツの持続的再生産に向けて、クリエイターに適切な対価が還元される方策を検討することが重要な課題であり、幅広い観点から検討し、関係者の共通認識の形成を模索していくことが必要であるというふうに提言しております。

また、3. コピー制御方式のエンフォースメントにつきましては、新方式の円滑かつ

適正な導入・運用を図りつつ、地上放送以外への適用拡大の可能性を民間の関係者間で検討する必要があること。それから、コピー制御方式のエンフォースメントのあり方につきましては、新方式や制度的な補完措置の定着状況等を踏まえて検討する必要があるというふうに提言しております。

さらに4. 今後の取り組みといたしまして、デジタル放送のコンテンツ保護のあり方について、コピー制御に対する利用者の認識、技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況等の把握を行いつつ、第1章で触れました新たな検討の場で検討することが適当であるというふうに提言しております。

今後の取り組みということについては、委員の方々の意見がたくさん出ております。新たな検討の場が必要ということでは認識が一致しておりまして、そこで今後のことをかなり突っ込んだ議論が必要であるというふうに政策部会では意見が多数寄せられております。

以上、簡単ではございますけれども、答申（案）の概要をご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 老テク研究会の近藤です。

新たな検討の場で議論される2つのお立場というのは、ありていに言うとどのようにお違いになるのでしょうか。

○須藤政策部会長 新たな場……。

○近藤委員 新たに検討しなきゃいけないさまざまな意見の論点っていうのは、先ほど先生がA案、B案とすると、具体的には対立点というのはどの辺にあるんでしょうか。

○須藤政策部会長 対立点というよりも、検討しなきゃいけないことはものすごく多くございます。近藤委員からもいろいろご意見を当日いただいたんですけども、今後普及させていく、あるいは海外展開するためには、まだ多くの検討事項が残っています。これまでで基本的なフレームワークと基本的なロードマップというのはできたと思っておりますけれども、さらに実証実験を行いつつ、これも短期間でやらなきゃいけないんですが、ずるずる長くかけるわけにはいかないわけですけども、やりつつ、走りながら考える。

考える課題は、先ほど申しあげましたように、さまざまあるということでございます。特に権利処理の問題からスマートテレビにおけるテレビとウェブをどういうふうにしてあるか、ブラウザをどうするかとか、いろいろなことを同時並行に考えなければなりません。

○近藤委員 すいません。意見が対立しているというよりも、新たな課題が次々に出てくるという理解でいいんですね。

○須藤政策部会長 そうです。そのとおりです。それは検討をやりながら実証実験も行うというふうにしなければならないということでございます。

○近藤委員 ありがとうございます。

○大歳会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、資料27-2-3のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもって答申することといたします。

(3)「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方 (H23. 2. 10 諮問第 17 号)」について

○大歳会長 続きまして、諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会、新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会において精力的に調査・審議していただき、このたび答申(案)を取りまとめたいただきました。

それでは、須藤部会長から答申(案)のご説明をお願いいたします。

○須藤政策部会長 どうもありがとうございます。

それでは、平成23年2月10日付諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」答申(案)について説明させていただきます。

資料27-3-1として、本答申(案)の概要を配付させていただいておりますので、そちらをお手元にご用意願いたいと思います。

1 ページ目をごらんいただきたいと思います。昨年の中間答申以降、2020年ごろを見据えた新たなICT戦略について、新事業創出及び研究開発の双方の視点を踏まえた総合的な検討を行うため基本戦略ボードを設置し、その上で戦略策定に向けた議論を行ってまいりました。さらに、新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会のご議論を踏まえ、今年7月12日の情報通信政策部会においてご報告いただき、若干の修正を加えた上で答申（案）として承認したところでございます。

初めに、新たなICT総合戦略のコンセプトをご説明させていただきます。3ページ目をごらんいただきたいと思います。これまでのICT戦略に基づき、我が国では世界最高水準のブロードバンド環境が実現されてきました。しかしながら、インフラ面での充実に比べ、ICT利活用やソフト、アプリケーション面でのおくれというのが表面化・顕在化してきたところでございます。それを踏まえて、ユーザー重視の視点に立ち、ICTの社会実装化による新事業の創出、それからグローバル競争力を強く意識した新たな戦略として、日本を元気にする「Active Japan^{ICT}戦略」が必要であるとされました。

続いて、4ページ目をごらんいただきたいと思います。今回の検討においては、我が国のICTをめぐる環境変化を意識しております。特に、下げどまらないICTの国際競争力、そして少子高齢化など我が国が抱えるさまざまな社会的・経済的課題、さらに、激変するICTのトレンド等を踏まえ、我が国が置かれている状況に強い危機感を共有いたしました。5ページ、6ページにはこれらのデータを記載しております。

7ページ目をごらんいただきたいと思います。このような状況になった背景として、これまでは研究開発成果がうまく社会実装されなかったこと、技術の標準化とサービス化の結びつきが不十分であったこと、それから、グローバルな視点が不十分であったことなどが考えられます。

このような点を踏まえ、我が国がかけつづちな状況から脱出するためには、これまでの延長線的なアプローチではなく、人と情報が集まり、新たなイノベーションが創出される環境整備を行うことが必要です。そのためのキーワードはアクティブであり、個人や社会をアクティブにすることが重要と考えます。

このような考え方のもと、新たなICT総合戦略を推進し、情報資源を利活用した国際競争力あるアクティブな日本の実現を目指すことが必要であるというふうな結論に至りました。

次に、9ページ目をごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げました我が国が

置かれている厳しい状況やさまざまな課題の中でも、少子高齢社会対策、それから新産業創出による社会・経済成長、セキュリティ対策による安全・安心な環境整備等につきましては、特に早急な解決が必要とのご指摘をいただきました。それらのご指摘を踏まえて、ICTの社会実装化を想定し、5つの重要となるターゲットを設定いたしました。具体的には、2020年を見据えた重点領域といたしまして、1番目として、すべての世代の人々が元気に社会参画できる環境整備を目指す、アクティブで快適な暮らし、2番目として、新市場を創出させ、社会的課題を解決するとともに、経済成長につながるビッグデータの利活用、3番目として、スマートテレビ等を活用し、いつでもどこでもだれもが好きな端末でリッチコンテンツを楽しむことができるリッチコンテンツの享受、4番目として、災害時でも途切れることがない、あるいは復活しやすい堅牢・柔軟なICTインフラの構築、5番目として、新たな技術・サービスに適応し、サイバー攻撃等の影響を受けない、世界最高水準のセキュリティの実現と、この5つの領域に重点化すべしとのことになりました。これらの重点領域それぞれの社会的・技術的な動向、それから日本の強みや諸外国の状況等を10ページから14ページにかけて整理しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

時間が限られておりますので、続いて15ページ目をごらんいただきたいと思います。「Active Japan^{ICT}」の実現に向けまして、ICTの社会実装化を効率的に進め、イノベーションの創出につなげるためには、これらの5つの戦略を効果的に連動させつつ、総合的な政策の展開を行っていくことが必要になります。15ページにあるこの図ですけれども、5つの戦略を示したのですが、レイヤー構造となっております。

具体的には、図の一番下、アクティブコミュニケーション戦略と安心・安全／高信頼ICT戦略がインフラ部分に関する戦略を示しております。それから、堅牢・高性能で安心・安全なインフラ環境の構築を前提として、真ん中、これは2段目に示されていますように、アクティブデータ戦略、それからリッチコンテンツ戦略に基づくさまざまなデータやアプリ、コンテンツなどの流通、利活用が可能となり、その結果、新たなビジネス、それから市場を創出していくことにつながります。これらがひいては国民生活者のICT利活用による快適な暮らしに結びついていくことを最上段、アクティブライフ戦略として示しております。そして、5つの戦略の真ん中には、それぞれの戦略を連動させ、イノベーション創出につなげるための社会実装型ICT展開スキームの創設の必要性を掲げております。

16ページをごらんいただきたいと思います。16ページにございますように、「Active Japan^{ICT}」を実現するためには、これまでの延長線的なスキームではなく、各施策が有機的に連携した横断的で総合的なパッケージ政策を展開することが必要です。ここでは5つの横ぐし的な方策を掲げています。

5つの横ぐし的な方策といたしまして、まず、ICT総合戦略の効果的実施に向けた推進体制の整備が必要です。この推進体制により、プロジェクトのスクラップ・アンド・ビルド等を行い、PDCAサイクルを効果的に運用することが重要になります。あわせてICT総合戦略の目指すべき方向性の明確化、戦略の効果的・効率的な実施に向け、フォローアップ等を行うことが重要になります。また、新たなプレーヤーの参加や、自由で競争的なテーマ設定等を可能にする競争的研究資金を利用した研究開発スキームの強化など、イノベーションを創出する総合的なICT政策の展開が必要になります。

さらに、例えば評価軸に社会実装化、事業化の可能性などを明確に位置づけるなどして、技術開発と社会実装化を連動したICTのプロジェクト推進も重要になります。これらのICTプロジェクト推進に当たり、グローバル市場にチャレンジするアクティブグローバル型人材の育成やターゲット地域のニーズに合致したサービス展開を可能とするグローバル展開方策についてもあわせて推進することが必要になります。

これらのICT展開スキームを実行することにより、情報資源を利活用した国際競争力ある「Active Japan^{ICT}」を実現することを目指すということになります。

17ページから21ページについては、5つの横ぐし的政策について詳細をまとめさせていただいております。また、22ページから26ページまでは、5つの個別戦略について、目標時期や目標の内容、さらに詳細な実現方策を掲げているものでございます。ぜひご参照いただきたいと思います。

なお、本取りまとめに当たり、意見募集を実施いたしましたがおおむね賛同いただけるご意見でございました。今後はいかにこの提言の内容を具体的な施策に反映させ、それらを着実に実施していくかが重要になるというふうに考えております。加えまして、「Active Japan^{ICT}戦略」の推進により、実現が期待される2020年ごろの社会のイメージ例について、ユーザー視点でできる限りわかりやすくなるように、30ページ以降に漫画の様式で示しております。ここでご紹介するのは、あくまでも将来イメージの一例でございます。また、こうした社会やサービスの実現により、ICTを起点とし、関連産業、関連分野の産業・雇用等にも好影響を与えることが期待されます。

なお、こうした社会やサービスの実現に当たりましては、関係省庁とも緊密に連携し、利用者起点でのICT社会を実現できるような政策を着実に推進していく必要があることも改めて認識されたところでございます。

なお、本編の資料27-3-2の後半部分では、このポンチ絵といいますか漫画だけではなくて、解説する文章も書かれておりますので、ちょっと遊び心も入っておりますので、また後で読んでいただければと思います。

審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。

清原委員。

○清原委員 三鷹市長の清原でございます。本日は遅参いたしました。ただいまのご報告について意見を申し上げたいと思います。

三鷹市をはじめ市町村、基礎自治体にとりましては、昨年の3月11日の東日本大震災は大きな衝撃でした。まさに多くの尊い命が失われ、地域の社会インフラが損なわれ、特にICTのインフラの重要性というのが再確認されました。私たちにとって、東日本大震災の危機を乗り越えて、改めて日本社会のそれぞれの地域がそれぞれの歴史的・文化的な経過を踏まえ、あるいは地理的・社会的条件等を乗り越えて、さらに個性豊かな街づくりを進めていくということが重要なテーマになってまいりました。

今回、この答申では、副題に「Active Japan^{ICT}戦略」となっています。私たちは、こういう閉塞感の漂いがちな時期だからこそ、受け身にならずに、むしろ市町村が主体となって街づくりを進めていきたいと考えております。そんなとき、総務省さんのほうではICTを活用した街づくりと、グローバル展開に関する懇談会も、須藤部会長も構成員として進められ、私も構成員の一人でございましたが、そこでの検討などもこの報告書には適切に反映されていると思います。「利用者起点」というふうに部会長おっしゃいましたけれども、利用者にとって最も身近な「地域社会起点」といいますでしょうか、地域社会、コミュニティについても配慮した提言と受けとめさせていただきまして、ぜひこうした取り組みを総務省さんが各府省を連携しながら進めていただくことで、さらに具体的なICTを活用した街づくりが展開されていくように思います。

したがって、本日のこの答申を受けて、ぜひ総務省におかれては、これまで培っ

てこられた各府省との連携を強めながら、具体的な地域における、いわゆる「実装」というのでしょうか、そういう具体化をご検討いただき、ご推進いただければありがたいと思います。

私は、全国市長会及び町村会の皆様とともに被災地に引き続き職員派遣などをさせていただいたり、国民、市民の皆様も被災地支援を多様な形で継続して下さっておりますが、改めて震災から学びながら、持続可能な地域の街づくりにICTを生かす方向性がかかなりこの答申には具体的に入っていると思いますので、ぜひ利用者及び地域視点の取り組みということで推進をお願いしたいと思います。

以上、おくれてきたおわびも申し上げながら、意見でございます。よろしくお願いいたします。

○大歳会長 大変建設的なご意見、ありがとうございました。

須藤部会長のほうから、部会のご議論の中で関連したようなご意見があったとしたらご紹介いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○須藤政策部会長 これは時間も限られておまして、その前の議題でかなり時間を使って、必要不可欠なような発言のみをとったわけですけれども、おおむねご賛同いただきまして、とにかく実現に向けて努力するということが、政策、やることが重要であるということが大きな意見だったと思います。

私のほうからも意見を述べましたけれども、清原委員がおっしゃったようなことを私も言いまして、この審議会とは別に、ICTを利活用した街づくりの懇談会というのがございまして、そちらも、これは先月でしたっけ、清原委員、最終的な。そこの政策でも、実証実験をやるということになっているんですけれども、かなりこの「Active Japan^{ICT}戦略」と共集合が多いということで、政策的連携が必要だろうということは申し上げた次第です。

それから、これは私事で恐縮ですけれども、実はこの中間答申の意義を私は感じたものですから、今年の東大の入試の式次で、総長の式次と、私が部局長を代表して式次を述べることになって、東北復興というのが1つ重要だけれども、これは単なる東北復興じゃなくて、日本社会の再生を目指す大きな足がかりになるだろうと。その答申は7月にまとまる予定であるということを申し上げました。このポンチ絵にも最後のほうに書かれているんですけれども、それから、最後の私のご報告でも申し上げましたが、これはICTを軸にライフサイエンスとか地球環境科学とか都市工学とか、ITSもICT

政策の重要なものですが、I T Sなども街づくりで極めて重要になります。ビッグデータ分析などが重要になります。ここら辺を総合的に取り組むことが必要であり、これは我が国の総合力が試されるような戦略であるべきだし、そうなるだろうと。そこにまたさまざまなサイエンスが成果を結集すべきであるというのを入学式の式次で申し上げた次第ですが、そういう形にぜひともしていただきたい、個々の政策に生かしていただきたいというふうに考える次第です。まさにこれはそのマスタープランであるという位置づけで臨んでいただきたいと思います。

○大歳会長 ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

広崎委員、お願いします。

○広崎委員 日本電気の広崎でございます。

産業界からもこの議論に参加させていただいており、今のご指摘に関連するんですが、一言で言うと、産業界としても大変期待しております。冒頭ご説明ございましたように、従来のe-Japanやu-Japanがどちらかといえば技術主導であったのに対し、今回の「Active Japan^{ICT}」というのは人間主役ということで、先ほどの議論にもございましたが、3・11をある意味では契機として、ほんとうの意味のサステナビリティ、腑に落ちた新しい価値観としてのサステナビリティを求めていくんだという意志が感じられ、このベクトルのもとに今回の5つのWhatと5つのHow to、これが定義されたというのは、私は意義としては非常に大きいんじゃないかと思います。

そこで、我々から見たときのさらなる期待値を2点申し述べさせていただきたいと思うんですが、1点目は先ほどのご説明にもありましたが、今回は社会実装までやるんだといったことがうたわれております。ぜひこの原点を大事にして、言いつばなしにならずに、これまで技術主導のところは世界に冠たるものを日本は達成したんですが、残念ながら活用というところでは、ICTに関する世界のハブというのはアメリカになってしまったと。これをもう一度、人間中心ということで新たな基盤を確立するためにも、社会実装、泥臭いんですけども、ここを最後まできちっとロードマップをつくり、PDCAを回し、産官学連携してやっていく、そういう仕組みをぜひ工夫していただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、先ほどのご説明の冒頭にもございましたが、現在、我が国の産業界は大変苦しんでおります。いろんなマクロ経済指標の問題もあるんですけども、

やはり概観してみると、個別には強いものがまだまだ我が日本には残っているにもかかわらず、従来のパラダイム、つまり縦割りのパラダイムで物事が進んで、なかなか横断連携がとれてないというところが、残念ながら力を発揮できない原因の一つにあるんじゃないかと思われまます。そういう意味では、これを機会に、ぜひ新たな横断連携の仕方をさせていただきたい。

先ほど産官学の連携ということを申し上げましたが、このICTというのは、これからの知識社会のいわば全産業に関連する、全体を底上げする縁の下の力持ちの領域でございます。したがって、ここはぜひ総務省さんがリーダーシップをとられて、これまで以上の省庁連携を、これを機会にぜひ進めていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○大歳会長 ありがとうございました。

総務省、リーダーシップとってやれというお話ですが、何かございますか。

○利根川情報通信国際戦略局長 情報通信国際戦略局長でございます。激励と叱咤が両方まじったようなご指摘をいただきまして、まことにありがとうございました。

広崎委員のおっしゃるとおりで、先ほど須藤先生や清原先生からありました街づくりの話も同じですけれども、結局、1つだけの技術を活用して進めようとしても、決していいものはできないと思います。ICTというのは1つの下支えをする基盤技術でありますから、こういったものの上にどういうふうに情報を連携させる、あるいは人々を連携させるということで、どういう社会を描いていくのかということが極めて大事で、そのコンセプトがしっかりしないと、ICTを幾ら使ったっていいものはできないだろうと思います。

ご指摘のとおり、これからも、今まで以上に各府省の連携、あるいは地域との連携といたしたものも深めて、推進してまいりたいと思います。

ご指摘、ほんとうにありがとうございました。

○大歳会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様から、ほかにご意見ございますか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 上智大学の服部でございます。

ICTは、ある意味では産業の基盤であるとともに、国民生活の基盤だと思います。

国際競争力含めて、こういう指標が下がっているというのは1つの危機感のあらわれ。今回、大変いいスキームというか取り組みの大きなアクティブの戦略ということで、ぜひこれが実行に移されることを私も期待したいと思います。

今後進めるに当たりますと、ICTは基本的にはやはりボーダレスであり、グローバルな側面が非常に強いと思うんです。ですから、そういう意味で国際的な視野を持ってこれを取り組んでいくということが、やはりほんとうの力を日本がつくっていく上で私は非常に重要だと思いますので、ぜひグローバル、ボーダレス含めた形でこれを展開していくということを、産業界も含めてですけれども、ぜひそのことを期待したいと思います。

○大歳会長 ありがとうございました。

新町委員、どうぞ。

○新町委員 先ほど、行政の縦割り、横割り、もっと横断的という話が出たわけですが、私の記憶では、麻生元総理が、e社会、電子国家という大きな目標をまず唱えたときに、既にその問題は大きくクローズアップされてたわけです。したがって、ここに来てまたその問題が、これからほんとうにそういうものを真剣にやっていかなければいけないんだというのは、スピード感があまりにもなさ過ぎるんじゃないかと思うんです。私は感想なんですけれども、それに対して何かコメントがあればというふうに思います。

○大歳会長 いかがでしょうか。

○利根川情報通信国際戦略局長 引き続きまして、情報通信国際戦略局長です。

一言で申し上げますと、叱咤激励と受けとめさせていただきたいと思います。実際に、私が若いときから比べますと、各省間の連携は随分スムーズにいくような方向になってきていると思いますけれども、ただ、こういう3・11のようなことが起こりますと、いろんな面で気づきが多くございます。先ほども少しお話がありましたけれども、結局、情報通信を使って、被災地域とは別のところにデータベースを置けば助かった命がたくさんあったといった議論もございます。医療行政の話と情報通信行政の話、あるいは地域行政の話などを、ミックスして議論していかなければならない。こういった問題意識はかなり出てきたと思います。このような問題意識を改めてしっかりと持って、進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○大歳会長 嵐委員、どうぞ。

○寫委員　　こういう答申（案）って、僕も何度か読んでるんですけど、いつも分析だとか今後の方針だとか具体的な方向とかで、そういうのは実によく描かれていて、ほんとうにそういうふうになればいいなと思うんだけど、現実はどうもどんどんおくれしているわけですね。そして、さっきの話にもありましたけれども、国際競争力も下がってきているし、あるいは日本の存在感もどんどん落ちてきている。これ、なぜそういうことが起こるのかなと。

一方で、夜テレビを見ていても、韓国のドラマとか何とか、もう韓国のブームは終わったんだなんて言われながらも、毎日のようにどっかのテレビでやってるわけですね。最近ではBSとか夜中だけじゃなくて、NHKだって昼間とか夜でもやっているわけです。それから、中国も最近やるようになってきたし、中国はスカパーを通じて、全国のほとんどのホテルに、24時間、中国のテレビを見られるような、そういうことをやっているわけです。

それから、海外へ行っても、大体、中国とか韓国とか、そういうのがよく見られるわけです。そういう何かすごい攻勢があるのに対して、日本っていうのは、どこへ行ってもそういうのが見られないと。だけど、さっき言ったように、技術もあるし、方針も立派なものがあるし、お互いに連携しなきゃいけないと言いながら、現実はどうもどんどん落ちてきている。一体これは何なのかということをもう少し本質的なところから考えたほうがいいんじゃないのかなというふうに僕なんか思います。

何となく見ると、国家がやる部分と民間がやる部分をもうちょっと鮮明に分けたほうがいいんじゃないかと。民間がやれるところは、どんどん民間にやらせたほうが、逆に言えば自由にいろんなアイデアを出して、僕は出ていくんじゃないのかなという気がするんですけど、あまりにもこういう大きな戦略を立てて、これに基づいてやるんだというような形が、かえって民間の自由な発想とか動きを束縛しているようなところもあるんじゃないかなという気がするんです。

毎度毎度、考えていることと、それが社会の実装に反映することとのずれがあると。そして、何となく日本はおくれかけてきているというような話が毎度毎度出るんですけど、それは何なのかと。それは、もう一遍方針を考え直したから、またよくなるかっていうと、また似たような答申が僕は出るんじゃないかと思うんです。だから、そのところをもう少し本質的なところから考えて、僕はどちらかという、国のやることと民間のやることをもう少し分けて、民間にやれるところはどんどん民間にやらせ

たほうが、僕はこういうものは進んでいくのかなという感じがしますよね。

パリなんかでやっているEXPO JAPANなんていうのも民間から始まって、後から外務省が乗っかってきたけれども、今はもう、ヨーロッパ中から何十万という人がやってくるわけですよね。それから、映画にしてもアニメにしても何にしても、やっているものがどンドンンドン世界で表彰されたり、賞を取ったりしていくわけですよね。でも、そういうものが何か全体の産業として生かされてないというようなところって一体何なのかというのを僕はもう少し考えたほうがいいなという気がします。しかもクールジャパンというか、クール、そういうソフトに関しては、年間5%も成長していると。こんな産業はなかなかないですよね。それはほんとうに大きな位置づけをやって、そこがうまく進まない原因というのを、もうちょっと基本的な、本質的なところから考えたほうがいいなというのを聞いていて思いました。

○大歳会長 ありがとうございます。

今の寫委員のご指摘に関して、できましたら民間の方からお一人と国のほうからまた発言をお願いしたいと思うんですけども。

○須藤政策部会長 私、今、会長からおっしゃった一人に該当しないかもしれませんが、ちょっと。

寫委員のおっしゃっているのはごもっともだと思います。これは先ほどのコンテンツの今後の育成、それから、その後の技術標準にもかかわるところですけども、新たな検討の場というのは極めて重要な、この戦略についても言えて、柔軟に実証実験でスピード感を持ってやりながら、もうだめだと思ったのは素早く撤退し、新戦略に重点を移すとか、それは国策というよりも、民間をまた政府のほうは支援するという、特に次の技術標準のところではかなりそれを重視した戦略を言っているんですけども、民間とか団体がつくった、団体というのはアカデミーの技術標準なんかもあります。規制なんかもあります。そういうものをうまく活用しながら、活力を持って柔軟に環境変化に対応することは必要だろうと思います。

1つ私も、寫委員のお話を聞いて思い出したんですけども、うちの息子も工学系の大学生なんですけど、夏、ビッグサイトでコミックマーケットっていう巨大なコンテンツの集会があります。これは大企業は一切参加していません。NPO的なセンスで、みんなが自分でつくったコンテンツを持ち寄って見せたり、ディスカッションしたり、また、売ったり買ったりする場なんです。これがすごい影響力を今、若者に及ぼしています

し、これがある意味では、広告代理店なんか相当注目していますけれども、そういう人に入ってほしくないという意向が参加者たちにありまして、手が出せないでいるわけですが、政府はそれに変な干渉をするようなことは今のところなくて、うまく見守ってあげているのかなと思います。そういう若者のエネルギーをうまく世界戦略などでも活躍できるように持って行ってあげるのが重要なのかなということは感じました。

○大歳会長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 シニアのほうはすごく頑張っていて、実はグローバルシニアネットで日本が一番進んでいると各国から高い評価でございます。去年、山田参事官にも出ていただいた電腦七夕祭りという、仙台復興を目指して、今年も8月7日にやりますが、去年の七夕祭りは、昨年のUSTREAMの放送の中で、視聴率ナンバーワンだったそうです。ですから、皆さんのような方たちはあまりご存じないかもしれませんが、一人一人の個人はとても元気に、シニアもアクティブに、まさに頑張っていますので、寫委員のお話を聞いていると、どどつと落ち込むんですけども、元気な人がたくさんおりますので、ぜひいろんな意見があるということを皆さん知ってください。お願いします。

○大歳会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 生活経済ジャーナリストの高橋でございます。

私は、研究開発戦略委員会の委員として、議論に参加しました。新町委員とか寫委員がおっしゃったようなことを、私も最初のころは言っていましたし、かなりの委員の方がその辺の危機感を共有して議論が始まったと認識しております。

特に、新事業創出戦略委員会の新美主査や、2つの委員会の下に設置された基本戦略ボードの村上輝康主査には大変ご尽力いただき、突っ込んだ議論をして、今までと違うことをやろう、今までと同じやり方では、幾ら絵をかいてもうまくいかないだろうということで、日本のがけっぷち感という言葉を使っていましたけれども、それをみんなでも共有して、まずは戦略を練ろうという経緯でした。今、その戦略をどう進めるかという入り口に立っていると思うんですけども、その進め方のところまで本来はやるべきだったと思うんですが、なかなかそこまで到達できていないと私も思います。

そうした中での試みの一つに、資料27-3-1の漫画があります。先ほどコミックの話が出ておりましたけれども、日本が世界に誇れる手法を用いて、「Active Japan^{ICT}戦略」を進めていったらどんな社会ができるんだろうかということをも1つの例として描

いてみたものです。これは基本戦略ボードの委員の間で考え方を共有していく上で、非常に重要だったというふうに聞いているんですけども、これはあくまでも一例なんですよね。こういうものを見ながらさまざまな人たちが、自分のテリトリーではこんなことができるのか、こういうことをしてほしいとか、イメージを膨らませていって、5つの戦略をどういうふうに有機的に進めて、どんな社会をつくるかという、まさに議論の入り口だという意識を共有したところです。

それで、実は今日、ちょっとびっくりしたんですが、資料27-3-2の50ページの後に別紙というのがついていまして、ここに2020年の社会イメージということで、議論に使われた漫画があり、その下にたくさんの解説文がついているんです。実はこれ、あまりにも説明的で、これは基本戦略ボードや政策部会で議論したものとはちょっと違うと感じます。こういう世界をみんなで描いたんだと思われてしまうと、多分、参加した人たちはがっかりすると思いました。これは単なる一例を、専門用語などをわかりやすく、事務局の方を中心に多分、説明的に書いていただいたと思うんですけども、こういう社会を目指しているわけではなく、みんなもっと好きな絵をかいて進めていこうよ、というのがもともとの意図だったということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○大歳会長 ありがとうございました。

服部委員、挙手されてましたが。

○服部委員 よろしいですか。先ほどいろいろ議論がありましたけれども、私はこの答申といいますか役割は、国が引っ張っていく部分を強調すべきだと思います。そういう意味で、やはり日本の国際競争力、あるいはICTについて、インフラ整備はかなりできたわけですけども、国がやはりもっと強力的に、自治体も含めた形で、そこがリーダーシップが少ないといいますか、遠慮し過ぎているのではないかと。ですから、そこをまず強力的に引っ張っていく。

もう一つは、国際競争力の点でも、民間でももちろんやれる部分は民間でやるというのは当然だと思いますけれども、やはり国が支援していくと。これは一省庁だけではなかなか難しい。やはり国全体挙げて、省庁間またがって、世界戦略に向けてどのような戦略を持って進めるか、そこが日本が少し遠慮し過ぎているといいますか、やや弱い。地方だとかほかの国は、あるいは韓国も含めてですけども、これは国を挙げて税制の問題とかすべての問題について相当強力的な支援をしているわけです。ですから、そこが日

本は、円高の対策もそうだと思うんですけども、いろいろな面で後手になっていると。そういう面で、国のリーダーシップをもっと明確に、あるいは強力に進めるということが今問われている。

一方、民間については、これは民間の問題ですから、ここであまりとやかく言う問題ではないと思いますけれども、日本はマーケットが今までかなりあるということで、国内マーケットに甘んじていた。それが国際展開に対して非常におくれたということで、大歳会長のIBMの歴史を私は見ましたけど、ルイス・ガースナーのときからIBMというのは国際展開に対して大変大きな転換を図って、一時期、大変なリストラをやったというのは皆さんご存じのとおりだと思います。

そういう事例等を見ますと、日本の残念ながらベンダーさんを含めた国際展開というのは、私は10年おくれたと思います。これは、ベンダーだけの問題だけではなくて、円高の問題とか為替の問題とかいろいろ含めた形での総合的な政策という意味での対策というのが、いろいろな点で今日の状況をつくったということで、この問題をここで扱うには、少し話が要ると思いますので、この中で今回のこの答申というのは、やはり国がリーダーシップをとって進めていくということを明確にすべきではないかというふうに思います。

○大歳会長 じゃ、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 グローバル化について、一言発言をいたします。

先ほどからのグローバル化という視点が、例えばコンテンツであるとか、あるいはそれを提示する情報通信機器であるとか、そういったものを海外に展開するという文脈で語られたような気がします。私はもう一つ、たくさんの日本人が外国で暮らし、あるいは外国を出張なり旅行なりで移動し、そしてそういったときに、いかに情報通信技術が活用できるかという視点もグローバル化というときには必須だと思っております。

その意味では、今回の答申（案）の27-3-2でも、39ページの一番下のところに「国内外どこでも」という形で、リアルとバーチャルが融合する情報通信環境を実現しようということが記されています。けれども、先ほど寫委員がまさに言われましたように、中国は日本のホテルのあらかたのところでも中国のテレビがそのまま見られる一方、そういった環境を日本は外国に暮らす法人や出張者に対して提供できているかという点、非常に心もとないところがあるように思います。やはり日本がこれからも国をきちんと立てていくためには、外国で活躍していくということがこれまで以上に必須だと思います。

すので、ぜひそういう視点もICTの活用という意味で——国境がありますから、いろいろ難しいところはあるにせよ、39ページにうたわれている、これを実現していくのも重要ではないかということを感じました。

○大歳会長 ありがとうございました。

ほかはございますでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 今回の答申は、とてもつくるのが大変だったんじゃないかなと思います。

サブ委員会が幾つかあって、特にビッグデータに関しては途中からアドホックなグループをつくられていろいろ検討されているので、ビッグデータの扱いについては世界的にも関心が高いところですし、日本でも取り組まないといけないと思うんですけれども、当然、IT基盤みたいなものをビッグデータに対して今から取り組んでいくわけですが、先ほど来出ていますように、この基盤をどういうふうにつくるかというのは、総務省単体ではなくて、おそらくこのビッグデータに関しては、経産省は少し前からやっていますし、文科省のほうでもアカデミッククラウドとか、そういうものも持ってやっていますので、そこら辺の共通的なものをちゃんとつくっていただきたいということ。

それから、先ほどからスピードの話が出ていますが、テクニカルには情報流通とかデータの保存をするということは、かなり高い技術でできていると思いますが、例えば保存場所に制約があるとか、いろいろな法制度の問題、あるいはプライバシー、個人情報の扱いで次のステップに進めないということが日本はまだ結構あるかなと思います。

直接的に関係あるかどうかわかりませんが、アメリカはこのビッグデータの取り扱いで研究開発を国で、政府として進めるという直前にプライバシー憲章をたしか出していると思います。それはある意味、ビッグデータを扱いやすくしていることの一つかなと思いますので、さっきから国が後押ししてということもありますけれども、そういう法制度とあわせて技術的なバックアップを両方からしていかないとやっぱり進まないと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

○大歳会長 徳田委員、お願いします。

○徳田委員 慶應大学の徳田です。

ちょうど今、前田委員が指摘したのと似ているんですが、社会実装力をどう高めていくかということを議論しますと、例えば私たちが関連してますネットワークロボットでいいますと、イタリアのペッチョリ市、これは市長さんが市条例を変えまして、ロボッ

トレーンというのが世界で最初に出てきていて、イタリアのペッチョリ市自体はロボットの技術を持っていないんですけども、聖アンナ大学が開発したロボットを市民と一体になって実証実験を進めて、人と車とロボットがうまく、どういうふうなルールで共生できるかということトライアルされて、社会制度自体をどう変えていったらいいかということをやっているんです。

それから、グーグルの場合も、グーグルカーが、これは皆さんご存じのように、ネバダ州でライセンスを初めて無人の走行車ですけども、ライセンスをもらっている。ですから、私、まとめられた答申は非常に素晴らしいと思っていますし、書かれたポンチ絵も非常に素晴らしいと思うんですが、じゃ、どのぐらい私たちの社会実装力が進んだかという、社会実装力を進めるための社会イノベーションの改善度の指標や何かが、ブロードバンドが100%、90%というのと同じように、どのぐらい私たちの制度が改善されたかという。これはeガバメントも同じですし、オープンデータの利用もそうなんですけれども、そういうまい指標をつくって、このぐらいのパーセントまで持っていきたいんだというのがないと、より加速して相互にうまく進化、この戦略がうまく実装されていくのではないかなということで、かぎはやはり、社会実装力をどういう仕掛けで高めていくかというのが問題ではないかなと思っています。

以上です。

○大歳会長 ありがとうございました。

ほかはございますでしょうか。

清田委員、お願いします。

○清田委員 大和証券の清田です。

今、いろいろな皆様方のご意見、ほんとうにもっともだというのと、でも、皆様のご意見のほとんど皆、この答申はよくできているけれども、つけ加えておきたいというご意見が多かったように思います。私も基本的には同じ視点なんですけれども。

やはりこの知識情報社会の実現に向けてという、日本は数次にわたってe-Japan戦略だとかu-Japan戦略だとか、今度また新しく、この答申をということなんですけれども、答申が実現してきたかどうかの、いわゆる過去の検証をきちんとやって、どこまで答申が実現してきたかというのをやってきたかどうかというのと、この答申をこれから取り組んでいくに当たって、どう検証していくのかという視点は、改めて強調しておきたいなと思います。

それと、一部お話が出ておりましたけれども、民間にできることは民間に、これは利潤動機で動く民間は、できることはほっといてもやると思うんですが、現実には利潤だけでは処理できない、しかし、知識情報社会の中でどうしても避けて通れないものって幾つもあると思うんです。例えばもう何十年も前、グリーンカードのときから国民ナンバーというのはできてないんですけれども、今回もやっとならんと社会保障の共通番号制というのが、一応マイナンバーということで実現する方向になっておりますが、これだつて国民背番号にはならないと。したがって、電子政府というものがほんとうの意味で実用化されるような形になるかどうか分からない。したがって、あるべき姿を描いたら、そこへの道筋も取り組む過程でこれから、この答申の外かもしれないけれども、この答申の視野の中にあることとして、これはでも、利潤動機ではいかない。

それから、医療関係で、今回も東北大震災でカルテがなくなって大変だったと。一部、医療データがきちんと保存されていれば、もう少し迅速に医療対応ができたはずなのにというお医者さんの意見も聞いたことがありますけれども、こういったものも利潤動機だけではなかなかいかないのと、医療のカルテそのもの、ないしは医療情報そのものが全国でみんなばらばらで、それを統一するためには、とても民間のお医者さんだとか大学の医学部等の予算で処理できるような範囲をもう超えていると。したがって、先ほどご指摘ありましたけれども、官でやるべきことと、民でやらせておけば、ほっといても進むものというのは、ある程度見分けをしながら、これから、この答申の視野の先に見据えていくべきではないかなというふうに思います。

○大歳会長 ありがとうございました。

ほかに。

新美委員、お願いします。

○新美委員 明治大学の新美でございます。

新事業創出戦略委員会のメンバーとしてまとめたときの議論を少し紹介しておきます。

一番のポイントは、今、多くの皆さんがおっしゃいましたように、社会実装をどうするかというのが一番ですけれども、実はこの中でのかなめは、技術開発と社会実装を連動させるというのが一番大きなポイントでありまして、ある意味でトライアルを繰り返しながら実装を進めるということでもあります。こうなりますと、ある意味で民間に任せればよいということにはならないわけでありまして。まさに国が、あるいは官がまず引っ張って行って、実装を試みるというのがこのワードの中に入っているというふうに、

皆さんの議論の中ではあったと思います。

その意味で、これは戦略というものが立ったけれども、次なる戦術をどうするかというのが一番大きな課題になるだろうし、それを早く戦術を立てていくことが大事だろうというふうに言われましたので、そのことをあえてつけ足しておきます。

その際に、ここからは個人的な意見でございますけれども、官が引っ張っていくというときに、従来のような官の無謬性という観点ではやっていけません。100点満点の答えはあり得ないわけですので、どの程度の点数で満足して実装を進めるのか。だめだったら、どう戦略、戦術を変えるのかということを考えていかなければいけないだろうと思います。

先ほど来、個人情報とかいろいろなことで制約があるということがありましたけれども、それも100点ではとてもできませんので、まず動いてみると。それで初めてアクティブになるはずでありまして、そのアクティブというのは、いろいろな意味でトライアルを繰り返しながらやっていくということの中で秘めているということ、あえて個人的には申し上げたいと思います。

この技術開発と社会実装の連動というのは、グローバルな意味でも、モデルとして通用することになるだろうと思いますので、ぜひ戦術の練り上げに皆さんのお知恵を出し合っていくというのが大事だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、総務省のリーダーシップと実装実現の評価基準というものに期待した上で、資料27-3-3のとおりに答申することとしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもって答申することといたします。

(4)「情報通信分野における標準化政策の在り方 (H23. 2. 10 諮問第 18 号)」について

○大歳会長 それでは、諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」について審議することといたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及び情報通信分野における標準化政策検討委員会において精力的に調査・審議していただき、このたび答申（案）を取りまとめていただきました。

それでは、須藤部会長から答申（案）のご説明をお願いいたします。

○須藤政策部会長 諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」に関する答申（案）について説明させていただきます。

資料27-4-1、横長のものであります。概要版の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、諮問の背景を簡単に説明させていただきたいと思います。

ここにございますような標準化を取り巻く技術環境の変化及び標準策定の場の変化に対応した標準化政策のあり方の検討が求められているということで、昨年2月に本件の諮問があったところでございます。

答申を希望する事項は、1、中長期的な研究開発戦略、諸外国の政策等を踏まえた標準化の重点分野のあり方、2、フォーラム標準、デジュール標準を含め、標準化を促進する際の官民の役割分担のあり方の2点でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらはこれまでの審議経過をまとめたものでございます。情報通信政策部会の中に、慶應義塾大学の徳田先生を主査とする情報通信分野における標準化政策検討委員会を設置し、昨年2月以降、10回にわたる会合において具体的な検討を行っていただきました。そして、同委員会における取りまとめの内容について、これも今月ですが、7月12日の情報通信政策部会においてご報告をいただき、若干の修正を加えた上で答申（案）として承認いたしましたところでございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらは、本答申（案）の全体構成を示したものでございます。

第1章では、検討の基本的な考え方、第2章では、標準化の重点分野、第3章では、標準化活動における官民の役割分担をまとめております。詳しくは次のページ以降、説明させていただきます。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。第1章として、検討の基本的な考え方を整理しております。本答申（案）においては、ここにございますような標準化政策の意義、それから国際情勢を踏まえた標準化の重要性を踏まえるとともに、検討の過程で

発生した東日本大震災が我が国の社会・経済状況に与えた影響を考慮し、1、震災からの復旧・復興が最優先課題である一方、グローバルに見れば、ICT関連の技術開発や標準化は一層スピードアップしていくことから、我が国としての標準化政策の策定・明確化が不可欠であること。2、政府が予算等のリソースを使って行うみずからの活動や民間への支援に対しては、より厳しい説明責任と結果責任が求められていることから、リソースを投入する対象の重点化、それから目標の明確化及び厳正な評価の仕組みの確立が不可欠であるという、この2点を基本的な考え方としております。

そして、これらの基本的な考え方に基づきまして標準化の重点分野を選定し、それらの分野の目標の具体化を図るとともに、標準化活動における官民の役割分担のあり方について具体化を図っております。

5ページ目をごらんいただきたいと思います。第2章として、標準化の重点分野について整理しております。ここでは、2015年、平成27年ごろまでの目標達成が見込まれる当面推進すべき重点分野と、それ以降までを見通した中長期的に推進すべき重点分野の2つに分けて整理しております。

まず、当面推進すべき重点分野についてでございますけれども、委員会において、ホームネットワーク、クラウド、3Dテレビ、次世代ブラウザ、デジタルサイネージ、それからDCE、これはデジタル・コンテンツのネットワーク配信に関する標準でございますが、この6分野を検討対象とし、各活動の進捗の確認及びヒアリングを行いつつ、震災後に顕在化した国民や企業のニーズ・関心に十分配慮して、福島原子力発電所の事故を契機にさまざまな節電手段が検討されている中でICTによる貢献も期待されていること、それから震災直後にデジタルサイネージが注目されるなど緊急時の新しい情報伝達手段としてICTの活用が期待されていることなどといった点を考慮した結果、当面推進すべき標準化重点分野として、スマートグリッド、デジタルサイネージ、それから次世代ブラウザの3分野を選定しております。

また、これらの各分野について、標準化の必要性を整理するとともに、今後達成すべき目標の具体化、スケジュールの設定等を行い、標準化戦略マップとしてまとめております。標準化戦略マップは、資料27-4-2、これは答申の本体の案ですけれども、後半に添付されておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

資料27-4-1の6ページ目をごらんいただきたいと思いますが、当面推進すべき標準化重点分野として選定いたしました3分野の具体的な目標及び対応方針についてま

とめてございます。

左の欄にございますように、分野ごとに何年までに何を実現するかというような具体的な目標を設定するとともに、右の欄にございますように、その目標達成のために、ITU、IEEE、W3Cなどの適切な標準化の場において具体的にどのような対応をしていくべきか提言しております。

7ページ目をごらんいただきたいと思います。次に、中長期的に推進すべき重点分野についてでございます。委員会において、新世代ネットワーク、次世代ワイヤレスネットワーク、フォトニックネットワーク、ネットワークロボット、センサーネットワークの5分野を検討対象とし、震災後に顕在化いたしました国民や企業のニーズ・関心に十分配慮し、災害時等においても最小限の通信を速やかに確保できる機能の必要性が再確認されたこと、それから広範囲からのセンサー情報の収集や機器間での安定かつ安全な通信確保の重要性が再認識されたことといった点を考慮した結果、中長期的に推進すべき標準化重点分野として、新世代ネットワーク及び次世代ワイヤレスネットワークを選定しております。

また、ネットワーク技術は有線、無線の双方が密接に関連して機能し、各種サービスを実現するものであるとの考えから、この2分野を一体的に、新世代ネットワークを通称として使うこととしております。

当面推進すべき標準化重点分野と同様、新世代ネットワーク分野につきましても標準化戦略マップを取りまとめており、これも資料27-4-2の答申（案）の本文の後半に添付しておりますので、戦略マップについては後ほどごらんいただければと思います。

また概要版に立ち返っていただきたいと思いますが、8ページ目をごらんいただきたいと思いますが、新世代ネットワーク分野の具体的な目標及び対応方針についてとめてございます。左の欄にございますように、2020年ごろの実用化を目指し、右の欄にございますように、ITU、IEEE、それからIETFなどの適切な標準化の場において、2016年をめどとして主要な標準の勧告化を目指すことを提言しております。

資料9ページ目をごらんいただきたいと思いますが、第3章の標準化活動における官民の役割分担についてでございます。委員会において、実際に各分野の標準化活動に従事されている方々からのご意見を伺いながら議論が重ねられ、大体4点について整理されております。1番目として標準化活動における効果的な取り組み、2番目として標準化

活動におけるリスクマネジメントの考え方、3番目に標準化人材の確保、4番目に標準化活動の推進における官民連携のあり方、以上4点について整理がなされています。

第1点目の標準化活動における効果的な取り組みについては、諸外国との連携、仲間づくりが極めて重要であるということから、国際的にオープンなテストベッド環境を構築すること、それからアジア・太平洋地域内での連携・協調の強化などについて提言しております。

また、我が国の標準化提案の有用性を示すための方策として、提案している規格の早期サンプル実装、それから規格を組み込んだシステムやサービスの実証実験の実施、2つ目に、国際会議を日本に招致し、日本が提案する方式の実装や実証の成果をアピールすることなどについて提言しております。

2点目の標準化活動におけるリスクマネジメントの考え方につきましては、標準化活動は交渉事であるということもあります。当初の目標設定どおりに進まない可能性もあるため、想定されているリスクとそれらへの対策を具体化し、その評価のための枠組みを整備し、特に評価において、状況によっては標準化活動から撤退することも含めて判断できることについて提言しております。

特に標準化活動からの撤退につきましては、情報通信政策部会において、そのような撤退の勇気を持つことが非常に大事なので、もう少し強い表現にすべきであるというご意見がございましたことから、委員会報告書の表現から若干修正しております。「必要」という文言を「極めて重要」という言葉に修正しております。したがって、勇気を持って撤退することを強調しているということでございます。

3点目の標準化人材の確保につきましては、技術能力、語学力、交渉力の3つを兼ね備えた人材が必要ですので、そのような人材は限られていることから、その確保のための方策として、経験豊かな人材と若手人材の組み合わせによる活動の継続、それから企業の経営層を含めた標準化に関する意識の向上、適切なキャリアパスのあり方の検討、表彰制度の充実等。特に企業ではプロフィットセクターとコストセクターの分別がされて、この標準化活動はコストセクターに属することから、どうしても後手後手になりやすいということがありますので、何とかインセンティブ、経営層に意識を持っていただくためのいろいろな政策が必要だろうということでございます。

それから、3つ目として標準化コンサルタントの活用や育成、4つ目として国際会議の役職者等に対する政府または公共団体による支援を検討することなどについて提言し

ております。特に標準化コンサルタントにつきましては、情報通信政策部会において、新興国を中心に自国民以外の交渉官を使っている例が多々見られることから、その活用の必要性についてもう少し強い表現にすべきであるというご意見がございました。この点を踏まえまして、委員会報告書の表現から若干修正しております。「標準化コンサルタントも有効」ということでしたけれども、「標準化コンサルタントが必要である」というふうに、文言を、強調点をちょっとつけております。

次のページ、10ページ目をごらんいただきたいと思います。最後の4点目の標準化活動の推進における官民連携のあり方については、官民が連携して標準化活動に対応する中で、どうしても民間だけでは対応し切れない部分について、政府による何らかの支援を行う場合の考え方を整理しております。

支援の対象につきましては、国民的課題解決や国際競争力強化といった公益性の観点から選定の基準を明確にしておくこと、支援対象を公募で選定するなど中小企業等の標準化ニーズを把握し、支援するための方策についても検討していくこと、支援の内容につきましては、戦略検討の場の設置やサンプル実装支援、地域実証など真に必要な内容とすること、次に支援に関する評価につきましては、支援の考え方、産業への波及効果、活動の進捗、支援の効果等の評価のための枠組みの整備などについて提言しております。

概略、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 ありがとうございます。標準化といった場合に大変懸念されますのは、どうしても規制につながるというところがございます。例えばブラウザが書いてありますけれども、モザイクから始まり、ネットスケープ、IEというふうにどんどん進化していきまして、その中で、自然発生的にみんなが一番便利なものを選んでいったわけです。しかし、標準化が先にできてしまいますと、なかなかそれがうまくいかず自然淘汰ができないのではないかと懸念します。がんじがらめの規制につながるのではないかと懸念します。ですので、この標準化政策の中では規制との兼ね合いについて言及していただけたらと思います。

○須藤政策部会長 どうもありがとうございました。すいません、会長。

○大歳会長 部会長、どうぞ。

○須藤政策部会長 ご懸念の点があると思いますが、特にここで次世代ブラウザについて言及していますのは、これは後で徳田先生からもコメントをしていただきたいと思います。プラットフォームとしてスマートTVを戦略的に位置づける必要があります。

このスマートTVについては、単にテレビ、それからウェブだけではなくて、コミュニケーションの手段、例えば地域介護とか地域医療のあり方などのプラットフォームになる、いろいろな端末、データが入ってくる、双方向型になっていく。テレビのコンテンツも、もちろん当然です。そういうものもあって、国を挙げたある程度の支援策あるいは方向づけがないと、機器の開発も絡んできません、必要だと思います。

おっしゃるように、開発の方向が固まって、何と申しますか、臨機応変な、あるいは将来的に環境変化に対応できないようなことがないようにしなきゃいけないんですが、そこら辺の柔軟な、政策的な判断は必要になってくると思うんですね。重要な視点だと思いますが、ここで言うブラウザというのは、そういう機器の開発とかなり連携している。それから、次世代のICTの活用のあり方、街づくりなんかにも関係しているということをご承知おきいただければと思います。

徳田先生、お願いいたします。

○徳田委員 どうもありがとうございます。私たちも議論して、今、斎藤委員のほうからコメントがありましたようなご発言も多々あったかと思いますが、むしろ日本として、これから新しい、例えば次世代ブラウザをつくっていくときの参入障壁、ヨーロッパなりアメリカの方たちが考えてくる標準が縦書きを全く無視しているとか、今言いましたスマートテレビへの拡張や何かも、やはり非常に偏った形で、標準化がフォーラム標準という形でどんどん入っていってしまうような場合があります。

それで、日本では、例えばE PUB 3の中に縦書き表示がやっと入ったんですけども、中国のように縦書きはギブアップしちゃうというのも1つの方策ですけども、そういう文化的な背景を持って、フォーラム標準なところへもどんどん連携しながら、これは官民の新しい連携の役割分担、先ほど官民をどう分けるかという話もありましたけれども、新しい連携のやり方を模索して、規制というよりは参入障壁をなくして、日本の技術がどんどんグローバルに展開できるような枠組みをプッシュしていこうという雰囲気議論がまとめられてきたと思います。よろしくお願いいたします。

○大歳会長 よろしいですか。

○齋藤委員 政府に期待したいのは、民の間で利害関係が衝突するときの仲裁役、そして遠い将来も見据えた、短期的な利益ではない、ビジョンを持った政策というところですので、ぜひ、この標準化が規制として拘束的なものにならないような方向で動いていただきたいと思います。

○大歳会長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。まず、徳田先生をはじめとして検討委員会の皆様が濃密な議論をしていただきまして、感謝を申し上げます。

私から1点質問させていただきます。これは総務省の方に、方向性を答えていただければと思うんですが、資料27-4-1の9ページの提案なんですが、第3章、標準化活動における官民の役割分担についてという提案の②に、標準化活動におけるリスクマネジメントの考え方とあります。そのリスクマネジメントの考え方の中で、「実効性を確認するため、標準化活動への参加者以外の第三者によるチェック機能として、外部有識者から構成される評価のための枠組みを整備すべき」という提案があります。

また、次の10ページのところで、標準化活動の推進における官民連携のあり方という提案の最後のところにも、「支援に関する評価については、政府以外の第三者によるチェック機能として、外部有識者から構成される評価のための枠組みを整備すべき」とあります。

かなり具体的な提案がこの答申には書かれていると思うんですが、こういう組織に対する、総務省さんのほうで今後設置される場合のイメージというか、そういうのをもちであれば教えていただくと、この検討の結果、消費者・利用者視点及び国際競争力を適切に進めていく上で必要な標準化が、ほんとうに実効性のあるものになるために、具体的な提案であると思いますので、何かイメージがおありでしたら教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○大歳会長 どなたでしょうか。どうぞ。

○布施田通信規格課長 事務局でございます。

今ご指摘いただいたポイント、チェック機能としての評価のための枠組みが2つございまして、まず答申の中では、それをちゃんと連携してやっていきたいと思います、同じ評価をする枠組みですから、2つ別々ではなくて連携していきましようですか、あと、さきの答申でも、新たな検討の場ですとか評価をしていく場が必要ということで、そちらと連携してやっていこうということになってございます。

ただ、それをどのような形で構成していくのかは、これからの議論の中で皆様のご意見を聞きながらふさわしい場をつくっていきたいという話に、ここの委員会の議論の中でも、そのような議論になっていたところでございます。申しわけございません、以上でございます。

○清原委員 ありがとうございます。大変、具体的にしていくには難しいことがあるかもしれませんが、標準化の取り組みを、ほんとうにグローバルな中で有効に果たしていく上で、日本の公正さとか最適性とか、そういうことを国際的にも提起していく上で重要な仕組みかなと思ひまして、今後ぜひ、さらに具体的にそのあり方を検討していただければ心強いと思ひます。よろしくお祈ひします。

○大歳会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

服部委員、お祈ひします。

○服部委員 この標準化政策の検討の最終的な報告と申ひしますか、私は、やや古いといひ申ひしますか、昔のスタイルでの活動になっていると思ひざるを得ないんですね。それは、ITU-TあるいはITU-Rの役割と、それから例えばIEEE、IETF、3GPPといった民間中心の役割は非常に大きく変わってきて、最終的にITU-T、ITU-Rで認証をとる、これは1つの発展途上国対応と申ひしますか、そういう点での必要性は当然あると思ひますけれども、そういう意味では、時代が大きく変わっている中での標準化政策に対して、一番重要なのはやはりパートナーシップをとって標準化をつくる。

これは何のための標準化かといひますと、当然、産業ですよ。産業の競争力をつくる、これがある意味では一番のねらいで、その中には当然、知的財産という大変大きな戦略も含めた形で、それぞれがみんな提案して、まず特許を取って、それから標準化、パートナーシップをとって具体的な標準のシステムにしていくという1つのプロセス、それが今の時代、大きく変わってきている。

それが、残念ながらこの文面ですと、例えば8ページの表現ですと、目標達成に向けた対応方針、海外の研究開発及び標準化団体の動向も踏まえながら、ITU-T、ITU-Rで適切な勧告案を提案する。これは、本来は踏まえながらではなくて、そこにどう対応するかというのが、今問われている標準化の一番重要な戦略だと思ひます。ですから、今回の答申はITU-T、ITU-Rに対する政策なのか。ところが中身を見ますと、やはりそうでもないといひますか、ブラウザとかいろいろ出ている。そうい

う意味で、どこに重点を置いてやろうとしているかが非常にわかりにくいというか、めり張りが無いといえますか、残念ながら、ちょっとそういう印象を受けます。

例えば、携帯電話、新世代ワイヤレスといいますが、その中でも今は3GPPが標準の推進団体になっていますが、そこにどうやって日本の技術なり物を進めていくか。それが最大の課題で、それとITUと歩調を合わせながら進めていくという、非常に微妙なバランスといえますか、そういうことが今問われているということで、そういう意味では、もう少し、現在の実態といえますか、標準化活動の中での状況を踏まえて対応をとっていくということ、その中に、国がどういう役割を果たすか、当然、私が一番重要なのは標準化活動に対する後方支援といえますか、これは日本の場合だと1企業で1人ぐらいですけど、海外で、例えばサムスンだとか、そういうところは数十人、場合によっては100人単位で標準化活動に臨む。

これは当然企業だけではできなくて、国の支援というのは相当強い支援を持っているわけですが、ですから、そういった視点をやはり持っていきませんと、この標準化は、日本は非常におくれをとって、最終的に膨大な知的財産の費用を払わざるを得ないといえますか、そういうことが現実問題としていرونなところで起きて、知財の問題でも私はいろいろと相談を受けますけど、標準化と知財戦略は一体ですし、それがパートナーシップを含めた1つの活動方針、それを最終的にITU-R、ITU-Tに向けて進めていく。そういった1つの全体の流れということで、ですから、そういう視点を含めた活動方針を、今後具体的に展開する上では、ぜひいろいろ配慮していただければと思います。

ベンダー代表として、広崎委員からも何かコメントをいただければと思いますけれども、ちょっと意見です。

○須藤政策部会長 この点は委員会で、委員長と委員長代理、お二方いらっしゃいますので、徳田先生、それから鈴木先生、コメントをいただければと思います。

○徳田委員 よろしいでしょうか、じゃ、最初に私のほうから少し。

今、服部委員のご指摘のやつで、やはり各ワーキンググループのメンバーたちも非常に意識しておりまして、標準化の、服部委員のご指摘のようなパターンもありますし、圧倒的にフォーラム標準が速いスピードで動かしていて、ITU-TもITU-Rも関係なく、どんどん進んでいるものもある。

それで、こちらの委員会の中の例えば立ち位置の1つとして、民でやっているものは

極力民でどんどんやっていただく。今、服部委員のお話では後方支援という言葉がありましたけれども、官として、そういう場合にはどういう形の後方支援がいいのか、それから官と民が連携しながら標準を立てていく場合の後方支援はどういう役割分担がいいのか、そういうことを広く議論していただいた結果、多分、服部委員から見た場合に、たまたまページ8などの場合にはITU-T、ITU-Rから始まって書いてありますので、新しい状況になったことをあまり意識して書かれていないのではないかという印象を持たれたのではないかと思うんですけれども、2つのワーキンググループがありまして、短期的な部分は慶應大学の村井さんが主任をやられて、もう一つの中長期のほうは井上さんが主任をやられたんですけれども、新しい形での標準がどうつくられていくか、そのプロセスはかなり意識して書かれたと思っております。

もし、鈴木委員、ございますか。

○鈴木委員 そのとおりでございます。議論の中では、今、徳田主査からご説明のあったとおり、服部委員の言われるとおりの意識で議論をしてまいりました。報告書をまとめるに当たっては、政策のあり方ということで、こういう形にまとめられたものと私は理解しております。

○大歳会長 広崎委員。

○広崎委員 何点か補足、コメントをさせていただきたいと思うんですが、先ほどの服部委員のご指摘で、デジュールとデファクトの話がございました。これを少し、技術論ではなくて産業政策論的に見ると、デジュールに対する対応というのは、当然ですけれども、産業界全体としてどういう最適な構造で主張していくのかという、国益として全体最適を追求するスタンスになるんだろうと思います。一方で、デファクトは、今の徳田先生のお話にもございましたが、非常に短期で進む。短期で進むのは当然なところがございまして、民間の各企業のビジネスモデルに直結しているわけですね。ある意味では、ビジネスモデル対ビジネスモデルの戦いの場になっている。これに対しては、国は後ろで支援するということになるんだろうと思います。したがって、デジュールとデファクトのそれぞれの意味づけが、ある意味では極めて現代的な産業政策と直結していることをまず意識すべきだろうというのが1点目です。

その上で、5ページですか、当面推進すべき重点分野の選定ということで、スマートグリッド、サイネージ、それから次世代ブラウザと出ております。多分、詳しい答申のほうを読めば出ているんだろうとは思いますが、今申し上げた、例えばデジュールの

産業政策、デファクトを支援するという意味での産業政策、それぞれの観点から見たときに、スマートグリッドでは当面どこに我が国としてフォーカスするのか。たとえばこの領域では認証に対して徹底的にフォーカスして、ここでは世界のリーダーシップをとるんだと、あるいはデジタルサイネージはどこに焦点を絞って攻めていくのか、次世代ブラウザはどこなのかといったことをよりシャープに定義していかないと、この標準化の議論というのはもう10年以上前からございまして、服部先生から古いんじゃないかというご指摘がございましたけれども、一步間違えると10年前と同じ一般論の議論のまま流れてしまう可能性がある。

今、日本の産業界全体が大きな転換期にあるときに、重点分野を定めたのであれば、さらに突っ込んで、それぞれの分野ごとに何を達成すべきなのかということまで、ぜひ明確に切り込んでいただければと思います。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ご意見はまだおありの方もいらっしゃると思うんですが、副大臣のご予定もありますので、本件につきましては資料27-4-3のとおり答申することにはしてはいいかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもって答申することといたします。

それでは、答申をいたしたいと思いますが、事務局より取り進めをお願いいたします。

○山田国際戦略局参事官 これより撮影のために報道関係者が入室いたしますので、しばらくお待ちくださいませ。

(報道関係者入室)

○大歳会長 それでは、答申させていただきます。

総務大臣

川端達夫殿

情報通信審議会

会長 大歳卓麻

答 申 書

平成16年1月28日付け諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向

けて行政の果たすべき役割」、平成16年1月28日付け諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び平成19年6月14日付け諮問第12号「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」、平成23年2月10日付け諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」、平成23年2月10日付け諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」については、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

よろしく申し上げます。

○松崎総務副大臣 ありがとうございます。

(答申書手交)

○大歳会長 それでは、ただいまの答申に対しまして松崎副大臣よりご発言いただけることですので、よろしく願いいたします。

○松崎総務副大臣 副大臣の松崎でございます。情報通信審議会総会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆さんには、ほんとに日ごろから情報通信分野はじめ総務省の行政に大変ご協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。委員皆様の活発なご審議をいただきまして、本日、大歳会長からご答申をいただきました。特に、諮問第8号は8年半の長期にわたりましてご審議をいただきました。地上デジタル放送への移行を円滑に完了することもできました。改めまして、御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、ICTはあらゆる社会及び経済活動の基盤として欠くことのできない、国家戦略上、大変重要な分野であります。また、東日本大震災などの大規模な災害から、命を守るライフラインとしてのICTの重要性も高く再認識されました。私どもは、この教訓を生かしまして災害に強いネットワークの実現に取り組むとともに、本日答申をいただきました2020年までのICT総合戦略、「Active Japan^{ICT}戦略」を着実に推進し、元気な日本の実現を目指してまいりたいと思っております。

また、郵政事業につきましては、本年4月に改正郵政民営化法が成立いたしました。今後は、法律の趣旨にのっとり、より公益性、地域性が発揮されるように、適切に監督していく所存であります。

情報通信審議会は、情報通信の基本的な政策をご審議いただきまして、大変重要な審議会であり、総務省の政策を根幹で支えていただいております。大歳会長をは

じめ委員の皆さんには、今般の答申を取りまとめでいただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも幅広い見地からご審議と総務省の行政の一層のご指導をよろしくお願いを申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○大歳会長 どうもありがとうございました。

○松崎総務副大臣 どうもありがとうございました。失礼します。

(松崎総務副大臣退室)

(報道関係者退室)

○大歳会長 それでは、報道関係者が退室いたしますまでしばらくお待ちいただきたいと思いますが、相田委員と、もう一方、どなたかいらしたと思うんですけども、三尾委員、挙手いただきましたのに、すいませんでした。

○相田委員 先ほど服部委員が言われたのと同じような内容なんですけれども、標準化からの撤退等もということで、大変、今後の標準化に関して示唆のあるご意見をいただいたというのは評価したいと思いますけれども、やっぱり私が違和感を感じたのは、例えばサマリー資料のほうですと5ページのところ、一番下の各分野の標準化の必要性や達成目標等を具体化したというと、これは標準化の達成目標等をというふうに読めるんですけども、次の6ページのほうを見ると、左側に書いてある具体的目標は標準化を通り過ぎちゃって、実際のスマグリなりデジタルサイネージの目標なんです。

右側に書いてあるやつは、標準化の目標が書いてあるのもあるんですけども、スマートグリッドの3つ目あたりですと、2014年までに要求条件等に関する寄書をITU-Tに提案というので、大体スマートメーターなんかですと10年で一回りということなので、ほんとにこれで大丈夫なのかが気になるということで、実際の物がいつまでにどれぐらい普及かということと、それから、それに対して標準化として具体的にいつまでに何をやったらいいかというところ、標準化の目標が、報告書の上であまり明確でない。もしかすると、まだこれから決めなきゃいけないことなのかもしれないんですけども、報告書の体裁としてわかりにくいかなと思いましたので、指摘させていただきたいと思います。

○大歳会長 ありがとうございます。

三尾委員、お願いします。

○三尾委員 先ほどの服部委員ご指摘の知的財産と標準化について少しコメントしたいと思います。総務省の標準化の検討につきましては、知的財産権と関連して非常に重要な

のは、第1章の4ページに記載されています、標準化政策の意義というところです。意義として2つ書いてありまして、消費者・利用者の観点と、国際競争力強化の観点で標準化政策を進めるといふ点でございます。

標準化といいますと、むしろ知的財産権を行使しないという方向に進みますので、知的財産権の強化と標準化は一般的には相反するものなんですけれども、本標準化の検討においては、知的財産を行使せず安価な技術を広く普及させることで標準化政策の意義として2つ、つまり、消費者や利用者が利用しやすくするという観点と、もう一つは国際競争力を推進するという観点を挙げています。

そして、この2点目の観点ですけれども、これは、我が国の知的財産なり権利を有意義に使うために、まず標準化を進めましょうということなんです。国際競争力のある知的財産権の行使をするために、まず標準化をしてそのファンデーションをつくるという点で標準化の意味があるということなんです。つまり、我が国の得意分野での国際競争力を強化するための知的財産行使を目的として、そのために標準化政策を考えていくという視点です。ですので、その点は、今までの単なる標準化のためだけの標準化活動ではなくて、新たな視点で標準化を検討していることになると思います。

○大歳会長 ありがとうございました。

すいません、私の不手際で順序が入り繰りしましたけれども、一応、以上で本日の議題は終了いたしました。

そのほかに、何か委員の皆さんからございますでしょうか。

○須藤政策部会長 すいません、よろしいでしょうか。

○大歳会長 はい。

○須藤政策部会長 服部委員がおっしゃることもごもっともだと思います。それから標準化、今、三尾委員もおっしゃったとおりでございますが、ITU-Tの今度の新世代ネットワークの核と見られる仮想化ネットワークの技術標準、私の所属している情報学環、これはNICTとの緊密な関係での研究成果ですけれども、とりまして、事務局長に来ていただいて、東京大学で3月に調印式を行いました。

部局長ですので事務局長ともお話しいたしましたけれども、標準化機関が人材を育成する教育能力もかなり持ちつつあるということがよくわかりました。単なる標準化の認定だけではなくて、おそらくグローバル人材育成にとっても標準化機関が重要な役割を演ずるんだなど、東大からもインターンでぜひ来いと言われたんですけれども、そういう視野を

持って標準化機関ともつき合うべきだろうなと感じましたので、補足ですけれども、申し上げておきます。

○大歳会長 ありがとうございました。

報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○大歳会長 それでは、事務局から何かございますか。

○山田国際戦略局参事官 技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、情報通信審議会議事規則によりまして総会に報告することとされております。

事務局におきまして、資料27-5のとおり取りまとめをさせていただいておりますので、これをもって報告とさせていただきたいと存じます。ご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

○大歳会長 ありがとうございました。

閉 会

○大歳会長 次回の日程につきましては、別途調整させていただいて、事務局からご連絡をさせていただきます。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。